平成２６年（フ）第２２号
山形県新庄市大字鳥越999番地　玉の木団地114
債務者　山科　祐次
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第２３号
山形県最上郡鮭川村大字中渡1533番地９
債務者　荒木　修平
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　山形地方裁判所新庄支部

平成２６年（フ）第１５７号
長野市松代町柴459番地29
債務者　小山　秋彦
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１６５号
長野県上高井郡小布施町大字都住199番地３
債務者　後藤　麻穂
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７７６号
神戸市須磨区菅の台４丁目１番地　市営菅の台住宅５―304号、従前の住所神戸市須磨区前池町２丁目８番13―301号
債務者　池田　広行
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２６９号
兵庫県伊丹市鴻池３丁目６番25―403号
債務者　吉岡　秀子
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２７６号
兵庫県宝塚市伊子志３丁目15―49―301、住民票上の住所大阪府東大阪市稲田本町２丁目19番１号
債務者　内藤　一樹
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第４９８号
兵庫県尼崎市南塚口町８丁目59番１号鳳凰マンション306
債務者　稲葉　有俊
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５２８号
兵庫県西宮市末広町３番15―105号
債務者　創作中華料理風花こと　奥村　哲史
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第５９７号
兵庫県尼崎市東園田町５丁目41番地森田マンション302号
債務者　橋本　潤子（旧姓小糸）
1　決定年月日時　平成26年11月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第２７０号
兵庫県宝塚市安倉中２丁目13番６号
債務者　松村由起江
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第５７３号
兵庫県西宮市山口町上山口３丁目24番８―301号
債務者　藏座　教博
1　決定年月日時　平成26年11月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４０号
島根県江津市桜江町小田138―１　桜江高齢者生活福祉センター桜寿園、住民票上の住所島根県江津市波積町本郷252番地
債務者　坂本　夏義
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月22日まで　松江地方裁判所浜田支部

平成２６年（フ）第８５号
福島県田村市常葉町山根字宇藤58番地
債務者　渡辺　真弓（旧姓粂川）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月23日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第５６８号
北九州市門司区大字田野浦957番地１　ハピネス田野浦204
債務者　松崎　莉奈（旧姓小倉）
1　決定年月日時　平成26年11月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５７１号
北九州市小倉北区熊谷３丁目26番９号　101
債務者　古野　智美
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第５８１号
北九州市八幡西区西鳴水２丁目３番１―301号
債務者　荒木　房雄
1　決定年月日時　平成26年11月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部